

# 確定拠出年金（DC）等の制度改革について

2024年12月 出版企業年金基金  
日本出版産業企業年金基金

## 加入者さま、基金事務担当者さまへのお知らせ

### 1. 基金加入者の iDeCo 掛金拠出限度額の変更内容

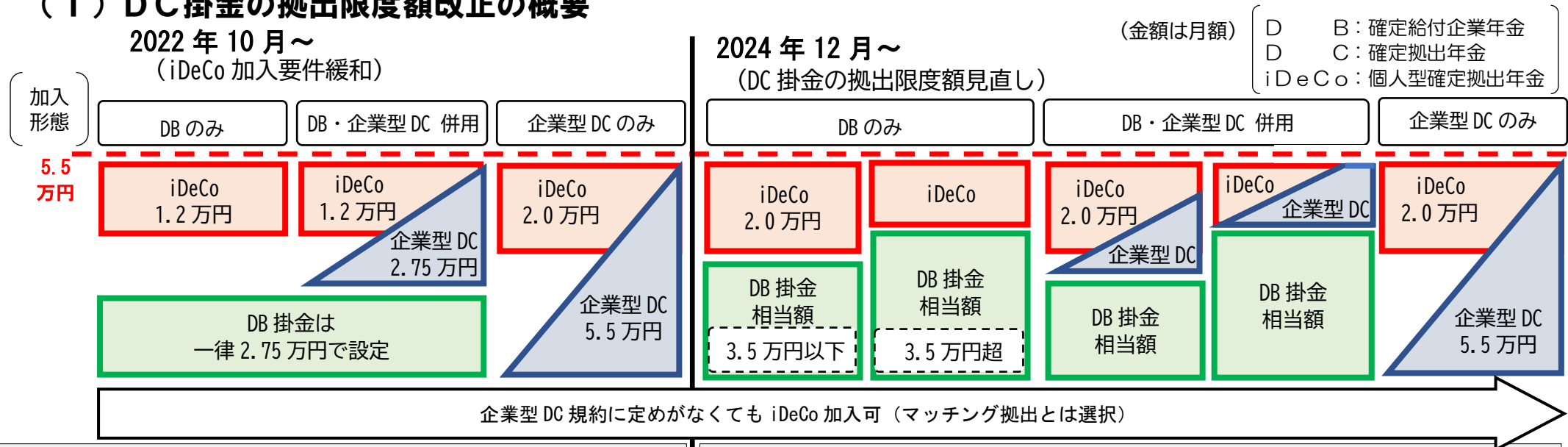
下の図のとおり 2024年12月から加入者の iDeCo 掛金の上限は 12,000 円から 20,000 円に引き上げられました。

この上限の額は、出版企業年金基金（以下、「出版基金」といいます。）の「加入者が属する型」、日本出版産業企業年金基金（以下、「JPP基金」といいます。）の「給付区分」で区分されるDB掛金相当額（下表）と、事業所で実施しているその他の確定給付企業年金（DB）のDB掛金相当額の合計額及び企業型確定拠出年金（企業型DC）の掛金額により変動します。

出版基金の「加入者が属する型」はほとんど1型（掛金率0.9%）ですが、一部の事業所においては1型以外の型を設定（掛金を増額）しています。1型以外の「加入者が属する型」を設定している事業所名と内容は、出版基金規約別表第2の3に掲載されています。

また、JPP基金の「給付区分」は、各加入事業所の基準給与の設定方法の違いにより区分されており、JPP基金規約第69条の2に規定されています。

#### (1) DC掛金の拠出限度額改正の概要



【iDeCo掛金の拠出限度額（上限）】※iDeCo掛金は0.5万円が最低拠出額  
○DBのみ実施：1.2万円  
○DBと企業型DCを実施：1.2万円（算出方法：2.75万円－企業型DC掛金）  
○企業型DCのみ実施：2.0万円（算出方法：5.5万円－企業型DC掛金）

【企業型DC掛金の拠出限度額（上限）】（2024年11月まで）  
○DBを実施：2.75万円 ○企業型DCのみ実施：5.5万円

【iDeCo掛金の拠出限度額（上限2.0万円）】  
算出方法：5.5万円－（DB掛金相当額＋企業型DC掛金）

【企業型DC掛金の拠出限度額（上限5.5万円）】  
算出方法：5.5万円－DB掛金相当額 ※2024.11までに実施済みの企業型DC掛金に経過措置あり

【DB掛金相当額（上限なし）】DB基金が規約で規定

## (2) 当基金加入者の iDeCo 掛金拠出限度額の計算方法と基金の DB 掛金相当額

<2024 年 12 月からの計算方法>

$$\text{iDeCo 掛金拠出限度額(月額)} \times = \frac{55,000 \text{ 円} - (\text{DB 掛金相当額の合計} + \text{企業型 DC の掛金額})}{1}$$

(※ただし、20,000 円以上の場合は 20,000 円 (上限)、5,000 円未満の場合は 0 円 (拠出不可) となります。)

- ・当基金以外の DB や企業型 DC にも加入の方は、加入状況に応じ当基金の DB 掛金相当額を含めて上の計算方法にてご確認ください。
- ・以下に、①出版基金のみ加入の場合、② J P P 基金のみ加入の場合、③出版基金・ J P P 基金の両基金に加入の場合について、iDeCo 掛金拠出限度額の見早表を掲載しましたので参考にしてください。
- ・iDeCo の掛金額の変更手続きについては 2024 年 8 月ごろより、受託金融機関等から案内されていますのでご確認ください。

### ① 出版基金のみ加入の場合

加入者が属する型 (標準掛金率)	DB 掛金相当額 (月額)	iDeCo 掛金 拠出限度額 (月額)	加入者が属する型 (標準掛金率)	DB 掛金相当額 (月額)	iDeCo 掛金 拠出限度額 (月額)
1 型 (0.9%)	4,000 円	20,000 円	1 1 型 (9.9%)	42,000 円	13,000 円
2 型 (1.8%)	8,000 円	20,000 円	1 2 型 (10.8%)	45,000 円	10,000 円
3 型 (2.7%)	11,000 円	20,000 円	1 3 型 (11.7%)	49,000 円	6,000 円
4 型 (3.6%)	15,000 円	20,000 円	1 4 型 (12.6%)	53,000 円	0 円
5 型 (4.5%)	19,000 円	20,000 円	1 5 型 (13.5%)	57,000 円	0 円
6 型 (5.4%)	23,000 円	20,000 円	1 6 型 (14.4%)	61,000 円	0 円
7 型 (6.3%)	27,000 円	20,000 円	1 7 型 (15.3%)	64,000 円	0 円
8 型 (7.2%)	30,000 円	20,000 円	1 8 型 (16.2%)	68,000 円	0 円
9 型 (8.1%)	34,000 円	20,000 円	1 9 型 (17.1%)	72,000 円	0 円
1 0 型 (9.0%)	38,000 円	17,000 円	2 0 型 (20.0%)	76,000 円	0 円

### ② J P P 基金のみ加入の場合

給付区分	DB 掛金相当額 (月額)	iDeCo 掛金 拠出限度額 (月額)
給付区分 1 の事業所	11,000 円	20,000 円
給付区分 2 の事業所	17,000 円	20,000 円

### ③出版基金とJ P P基金の両基金に加入の場合

(J P P基金の給付区分が1の事業所)

出版基金		J P P基金		出版基金		J P P基金	
加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額 (月額)	DB掛金相当額 (月額)	iDeCo掛金 拠出限度額 (月額)	加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額 (月額)	DB掛金相当額 (月額)	iDeCo掛金 拠出限度額 (月額)
1型 (0.9%)	4,000円	11,000円	20,000円	11型 (9.9%)	42,000円	11,000円	0円
2型 (1.8%)	8,000円		20,000円	12型 (10.8%)	45,000円		0円
3型 (2.7%)	11,000円		20,000円	13型 (11.7%)	49,000円		0円
4型 (3.6%)	15,000円		20,000円	14型 (12.6%)	53,000円		0円
5型 (4.5%)	19,000円		20,000円	15型 (13.5%)	57,000円		0円
6型 (5.4%)	23,000円		20,000円	16型 (14.4%)	61,000円		0円
7型 (6.3%)	27,000円		17,000円	17型 (15.3%)	64,000円		0円
8型 (7.2%)	30,000円		14,000円	18型 (16.2%)	68,000円		0円
9型 (8.1%)	34,000円		10,000円	19型 (17.1%)	72,000円		0円
10型 (9.0%)	38,000円		6,000円	20型 (20.0%)	76,000円		0円

(J P P基金の給付区分が2の事業所)

出版基金		J P P基金		出版基金		J P P基金	
加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額 (月額)	DB掛金相当額 (月額)	iDeCo掛金 拠出限度額 (月額)	加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額 (月額)	DB掛金相当額 (月額)	iDeCo掛金 拠出限度額 (月額)
1型 (0.9%)	4,000円	17,000円	20,000円	11型 (9.9%)	42,000円	17,000円	0円
2型 (1.8%)	8,000円		20,000円	12型 (10.8%)	45,000円		0円
3型 (2.7%)	11,000円		20,000円	13型 (11.7%)	49,000円		0円
4型 (3.6%)	15,000円		20,000円	14型 (12.6%)	53,000円		0円
5型 (4.5%)	19,000円		19,000円	15型 (13.5%)	57,000円		0円
6型 (5.4%)	23,000円		15,000円	16型 (14.4%)	61,000円		0円
7型 (6.3%)	27,000円		11,000円	17型 (15.3%)	64,000円		0円
8型 (7.2%)	30,000円		8,000円	18型 (16.2%)	68,000円		0円
9型 (8.1%)	34,000円		0円	19型 (17.1%)	72,000円		0円
10型 (9.0%)	38,000円		0円	20型 (20.0%)	76,000円		0円

## 2. 「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届いた場合

2025年1月以降、iDeCo加入の基金加入者さまへ「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届く場合があります。

これは、加入者の方のiDeCoへの届出内容と、事業所から当基金（または企業型DC）への届出内容のうち、①基礎年金番号、②性別、③生年月日に不整合が生じているためです。

一定期間内で解消されなければiDeCoの掛金拠出（引き落とし）が停止される場合がありますので、すみやかに事業所の基金事務担当者さまへお知らせください。

事業所の基金事務担当者さまは、当基金加入者さまからこの相談を受けた場合は、当基金業務部までご連絡ください。

（参考）厚生労働省の案内チラシ（右）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001305045.pdf>

企業年金を実施する事業主の皆さまへ

### 「企業年金登録情報との不整合のご案内」が送付されたiDeCoに加入する従業員からご相談を受けた場合

iDeCoに登録された加入者情報と企業年金プラットフォーム（以下、「企業年金PF」）に登録された加入者情報（※1）との不整合が生じた場合、国民年金基金連合会からiDeCo加入者様に対し、「企業年金登録情報との不整合のご案内」（以下、「ご案内」）を送付いたします。

（※1）基礎年金番号・性別・生年月日・加入者（従業員）様が加入している企業年金制度

この際、**事業主様の手続きが必要な場合があります**ので、以下のご対応をお願いいたします。なお、一定期間内に不整合が解消されない場合、規約に基づき、加入者（従業員）様の掛金の拠出が停止となります。

- ① ご案内の表の「不整合理由」欄に「A. 他年金制度加入状況不整合のため」が表示されている場合、②にお進みください。（下部の（例）-①参照）

※ その他が表示されている場合、加入者（従業員）様からご案内文書の「iDeCo各種手続き・照会先」にお問い合わせされるようお願いいたします。

- ② ご案内の表の「企業年金登録情報」欄の記載内容をご確認ください。（下部の（例）-②参照）

「企業年金登録情報」…「A. 企業型DC（DB併用含む）あり」「B. DBのみあり」「C. 企業年金なし」「D. 企業型DC複数加入」のいずれかが表示（Dは登録エラー）

#### 加入者（従業員）様の加入している企業年金制度と照らして誤っている場合

企業年金PFに登録されている加入者（従業員）様の情報（特に基礎年金番号・性別・生年月日（※2））が誤っている可能性があります。

**企業年金PFに接続する機関（★）等と連携の上、企業年金PFに登録されている情報をご確認いただき、誤っている場合は速やかに訂正願います。**

（※2）ご案内の左上の情報正しいものの、その情報が企業年金PFに適切に登録されていないことが考えられるため、必ず企業年金PFに接続する機関に登録されている情報をご確認ください。

★企業年金PFに接続する機関は、加入者（従業員）様の企業年金加入状況によって異なります。

- 企業型確定拠出年金（DC）に加入している場合  
⇒ 企業型DCの業務を委託している運営管理機関（金融機関等）
- 確定給付企業年金（DB）等（※3）に加入している場合  
（※3） 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金  
（DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託している場合）  
⇒ DB等の業務を委託している受託機関（保険会社・信託銀行等）  
（DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合）  
⇒ DB等の代表事業主・基金

上記が正しい場合、加入者（従業員）様からご案内文書の「iDeCo各種手続き・照会先」にお問い合わせされるようお願いいたします。

（例）企業年金PFに登録されている加入者の情報が誤っている場合のご案内（事業主の手続きが必要）

<加入者（従業員）様が現在DBのみに加入している場合>

企業年金登録情報との不整合のご案内	
基礎年金番号	XXXXX-XXXXXX
氏名	厚生 労働
性別	女
生年月日	昭和〇〇年 〇月〇日
（略）	
各制度の登録情報と不整合理由	
iDeCo登録情報	B. DBのみあり <span style="float: right;">正しい情報</span>
企業年金登録情報	C. 企業年金なし <span style="float: right;">誤っている情報</span>
不整合理由	① A. 他年金制度加入状況不整合のため <span style="float: right;">本来「DBのみあり」と表示されるべきところ、企業年金PFの登録情報が誤っているため、実際と異なる「企業年金なし」と表示されています。</span>

左上の加入者（従業員）様の情報のうち、「基礎年金番号・生年月日・性別」を情報連携に使用しております。本加入者情報等が正しく企業年金PFに登録されているか、企業年金PFに接続する機関（★）と連携してご確認ください。



# 基金事務担当者さまへのお願い

## 3. 適用届書の届出期限の変更があります

2024年12月から、出版基金の「加入者資格取得届」と「加入者資格喪失届」、JPP基金の「追加加入（資格取得）」と「資格喪失」の提出について、届出期限が変更となりました。（異動日が月の後半のときに前倒しになります。）

現在も事実発生の日からすみやかに届け出ていただいておりますが、異動日が月の後半の場合は、特に早めの届け出をお願いいたします。

<例：出版基金の資格取得、資格喪失>

	届出期限が変わらないケース	届出期限が変わるケース
改正前	届出期限：（資格取得届）資格取得日から30日以内 （資格喪失届）資格喪失日から30日以内 <例：資格取得届（異動日が①2025.01.01と②2025.03.25の場合）>	
	2025.01.01 ▲ ①資格取得日	2025.01.30 ▲ ①の届出期限
		2025.03.25 ▲ ②資格取得日
		2025.04.23 ▲ ②の届出期限
改正後	届出期限：（資格取得届）資格取得日から30日 （資格喪失届）資格喪失日から30日 <例：資格喪失届（異動日が③2025.01.01と④2025.03.25の場合）>	または資格取得日の翌月14日までの早い方 または資格喪失日の翌月14日までの早い方
	2025.01.01 ▲ ③資格喪失日	2025.01.30 ▲ ③の届出期限
		2025.03.25 ▲ ④資格喪失日
		2025.04.14 ▲ ④の届出期限

## 4. 資格取得時はもれなく基礎年金番号の届け出をお願いします

2024年12月から、毎月、企業年金連合会が運営する企業年金プラットフォームに当基金から全加入者の①基礎年金番号、②性別、③生年月日、④DB掛金相当額を回付することとなりました。

従来は従業員がiDeCoに加入するときは、事業主が従業員の企業年金加入状況を証明していましたが、この証明が廃止され、企業年金プラットフォームの情報によって国民年金基金連合会（iDeCoの管理団体）が加入状況を確認することとなります。

そのため、事業所から基金へ資格取得、追加加入の届け出を行う場合は「基礎年金番号」を必ず記入、入力してください。

また、当基金において事務処理完了後、確認通知書、加入者台帳をお送りしておりますので、基礎年金番号に誤りがないか確認をお願いいたします。